

排外主義的心情について



国民の間で生活に対する不安や不満が強くなっているように思います。そんな国民の心に、意見が刺さったのかもしれませんが。日本ファースト・排外主義を掲げる参政党の参議院選挙での躍進は、正直なところ驚きでした。同党の憲法構想案を見ても説得力がないと思われ、これほどの影響力を持つとは思っていませんでした。

同様の排外主義的傾向は、ヨーロッパにもアメリカにも顕著に見られます。リベラルを掲げてきた先進国共通の問題と言ってもよいのかもしれませんが。排外主義が依拠する精神的基盤は、白人の優越性であったり、天皇制の伝統であったり多様でしょうが、何らかの優越性を強調して外国人を排除する点は似ています。同じような傾向は戦前の全体主義国家にもあったと思われ、他国侵略にまでは至っていないものの、ブロック経済的な方向性にはなっていますので不安は感じます。

何故こんなことになるのか。いろんな意見はあるでしょうが、先進国において、国内的格差と国際的格差がぶつかっているように思います。いうまでもなく国際的格差は大きく、先進国は恵まれた存在ですから、難民や労働者を受け入れる等して国際的格差の縮小に貢献すべきでしょう。しかし、先進国の中でも国内的格差が広がっており、国民と外国人が競争関係になります。

日本では、少子化のために労働力不足等がありますから、しばらくは外国人受入のメリットが大きく、GDP維持、労働者確保、納税等における外国人の

貢献が日本を支える面が強いと思います。しかし、他方では確実に競争状態になる人々があり、労働力過剰になって失業が生じれば、いわゆる福祉の取り合いにもなり得ます。国民に不安が生じ、素朴な感情として排外主義になる状況が生じます。外国人に対するヘイトスピーチや違法行為は当然許されませんが、背景事情は難しいものがあるように思います。

国際的格差を解消しつつ、国内的格差をも解消する方法が検討されるべきなのだと思います。即効的方法はありませんが、国際的格差を埋める一つの方法として、直接投資を進める方法があります。これが進めばアジア諸国と同様に発展途上国は豊かになります。アフリカの格差を報告している友松夕香さんも直接投資の必要性を強調していました（岩波新書・グローバル格差を生きる人びと）。ただ、これによって先進国の製造業が苦境に陥る可能性はありますから、一方で新たな産業を興すイノベーションが必要で、他方で国内的格差拡大対策も必要だという、分断の危険をはらむ課題を抱えるわけです。

また、基本的には経済のグローバル化は進みますので、国際的格差に対するグローバルな対応も必要なのだと思います。ただ、現在、権力的な裏付けを持つ国際政府を作るのは無理だと思われます。無理な理由の一つも国際的格差ですから、格差という問題は人間が取り組まざるを得ない大きな課題の一つなのだと思います。

弁護士 山越 悟

埼玉東部法律事務所

CONTENTS

- 弁護士近況
- コラム1：春日部学童保育住民訴訟、逆転勝訴
- コラム2：首都圏建設アスベスト訴訟ー建材メーカーとの和解成立
- コラム3：未完の課題「司法へのアクセス」
- コラム4：排外主義的心情について

あけましておめでとうございます。

皆さまにとって穏やかで希望に満ちた一年の始まりとなりますよう、心よりお祈り申し上げます。

昨年も世界の各所で起こった悲しい武力衝突や戦争のニュースが続きました。人の命や暮らしが脅かされる現実を見るたびに、平和と人権を守ることの大切さを新たにしています。日本の社会でも政府与党に大きな動きが生じ、憲法と平和のあり方について大きな議論が進む素地が形成されてきました。どのような未来を願うのか、私たちひとりひとりの価値観が問われているように思います。

当事務所は、これまでも地域の皆さまとともに歩みながら、法律を通じて人権を守り、この街で安心して暮らせる社会づくりに力を尽くしてまいりました。昨年新たに新進気鋭の弁護士が加わり、今後もいっそう日々のご相談や事件の一つひとつに真摯に向き合いながら、平和で公正な社会の実現に少しでも貢献できるよう努めてまいります。

引き続き、埼玉東部法律事務所をよろしくお願い申し上げます。

運営委員長 弁護士 斉藤 耕平

弁護士 佐々木新一 弁護士 古谷 直樹

弁護士 山越 悟 弁護士 坂上航太郎

弁護士 池永 知樹 事務局一同

弁護士 田中 浩介

弁護士 斉藤 耕平

弁護士 小木 出

vol.49
2026.1

information

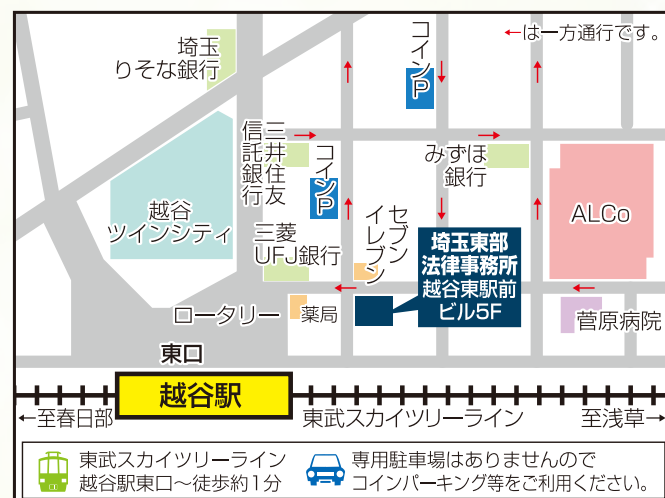
法律相談

当事務所では毎日法律相談を実施しています。
お電話にてご予約をお願い致します。

- ◆電話番号◆ 048-965-2600
- ◆受付時間◆ 9：15～18：00（土日祝日を除く）
- ◆相談時間◆ 平日：午前午後 随時対応
夜間をご希望の方：火・木曜日19：00
※各相談時間は30分程度を予定しています。
- ◆法律相談料◆ 30分 5,500円（税込）

債務整理のご相談は無料、法テラス利用（資力要件、回数制限あり）無料相談もできますので、ご予約の際にお申し出下さい。

埼玉東部法律 検索



〒343-0816
埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷駅前ビル5階

春日部学童保育住民訴訟、逆転勝訴

2025年11月13日、控訴審である東京高等裁判所第2民事部は、春日部市長に対して、指定管理者として同市の放課後児童クラブ（学童保育）を運営していた株式会社トライグループに、「3000万円の損害賠償請求をせよ」と命じる判決を言い渡しました。これは、原告（控訴人）である住民の請求を棄却したさいたま地裁判決を覆す逆転勝訴判決です。

この住民運動、住民訴訟は、春日部市が、2019年度から2023年までの5年間、市内40教室の学童保育の運営を、株式会社トライグループに委託したことから始まります。トライは各教室に常勤支援員を複数配置できることを約束し委託をうけましたが、実際は約束した常勤支援員を確保できず、短時間勤務の支援員らで穴埋めをしている状況が続いていました。子どもの保護者らは、春日部市とトライの間で約束が守られ、安心して子どもを預けられる体制の回復を求めて運動を始め、2021年6月、住民訴訟を提起しました。住民訴訟の形式上、春日部市に対し、不足する常勤支援員の人件費に相当する金員をトライが春日部市に返還するよう求める形をとっています。残念ながら地裁判決は、部分的に原告の主張を認めたものの敗訴判決でした。

控訴審では、裁判官に対して、学童保育及びそれに携わる常勤支援員の意義が伝わるよう制度的、教育論的なアプローチを再構成するため、学童保育を

専門とする研究者の方々にご協力いただき、意見書や研究論文等を提出し、学童保育に関する国、自治体の運営基準、運営指針、ガイドラインの詳細な分析を行いました。

控訴審判決では、学童保育の職員体制について子どもとの安定的、継続的な関りが重要であって長期的に安定した雇用形態が求められると述べるなど、学童保育に携わる常勤支援員の積極的意義を認めました。さらに、この常勤支援員を確保できていないトライの運営実態には債務不履行があると認め、トライの債務不履行により春日部市に損害が発生していることを示しました。

本件で問題となった公共サービスの民間委託は全国的にも広がっておりますが、この裁判を通じて、行政側における事業者の選定、委託後の継続監視の重要性、問題発生時に責任の所在が曖昧となるおそれがあることなど、重大な問題点が改めて浮き彫りとなりました。春日部市以外の自治体でも、学童保育を始めとした公共サービスの民間委託が行われていますので、この控訴審判決が、春日部市のみならず不適切な公共サービスの民間委託に一定の歯止めをかけるものとなればと思います。

弁護士 古谷 直樹



首都圏建設アスベスト訴訟ー建材メーカーとの和解成立

2025年8月7日、首都圏建設アスベスト東京一・二陣訴訟（東京高裁第24民事部）、同東京二陣訴訟（東京高裁第17民事部）において、建材メーカーとの間で和解が成立しました。

すなわち、共同不法行為責任が認められた被告建材メーカー（一・二陣7社、二陣5社）が、原告（一・二陣234名、二陣112名）に対し、責任を認めて謝罪するとともに、和解金（一・二陣総額約40億円、二陣総額約11億円）を支払うというものです。なお、共同不法行為責任が認められなかった被告建材メーカー（一・二陣5社、二陣12社）についても、被災者に弔意とお見舞いを表明することとなりました。

この首都圏建設アスベスト訴訟は、建設作業に従事するなかでアスベストを使用した建材を切断等する過程で飛散した大量のアスベスト粉じんに曝露したことで、中皮腫、肺がん等を発症した被災者又はその遺族が、国と建材メーカーを相手に2008年5月に起こした裁判です（東京一・二陣訴訟）。

東京一・二陣訴訟では、その提訴から13年後の2021年5月17日、最高裁の判決により国の責任が確定し、その翌日には菅総理大臣（当時）が原告団と面接して謝罪し、建設アスベスト給付金法が成立しました。

しかしながら、建材メーカーは、争う姿勢を崩さなかったため、その後も裁判の審理は継続し、東京

一・二陣訴訟は2023年10月10日、東京二・三陣訴訟は2024年3月1日結審を迎えました。その後、裁判所から和解案が提案され、この度、和解に至ったものです。

東京一・二陣訴訟においては、埼玉県内在住の原告の方もおり、私の担当する原告の方の中には、建材メーカーの責任が認められた方もいらっしゃいますが、残念ながら、認められなかった方もいらっしゃいます。同じアスベスト被害に遭いながら、職種やその従事した期間などによって、建材メーカーの責任が認められたり認められなかったりするの是不合理であり、一部の方々については、今後も裁判が継続することになります。

この間、さいたま地方裁判所においても、2020年3月24日、上記訴訟の第3陣という位置づけで訴訟が提起されました（埼玉訴訟）。埼玉訴訟は、2025年6月18日結審し、今後、和解協議が行われる予定です（2025年11月3日現在）。

このようにいまだ完全な解決に至ったわけでは無いのであり、今後も、原告の救済を求めていくとともに、すべてのアスベスト被害の救済のための補償基金制度の創設に向けて、努力を重ねていきたいと思っています。

弁護士 小木 出



未完の課題「司法へのアクセス」

現生人類（ホモ・サピエンス）は、30万年前にアフリカで登場し、世界に拡散しました。ホモ・サピエンスは言語能力を持ち、他種との違いを決定的にしました。もっとも、言語を活用して法典化に至ったのは、比較的最近であり、世界最古の法典は、四千年前に、世界最古の文明発祥地メソポタミアで、王が人民に約束する正義を粘土板に記す形で生まれました。以降、人類は四千年に及ぶ法の歴史を営んできましたが、経済協力開発機構によれば、現代でも、法にアクセスして権利救済を図ることのできる人類は46%に過ぎず、人類の過半数は「法の支配」の保護下にありません。第二次大戦後、この問題に最も意欲的に取り組んだのが世界最古の憲法（1215年マグナ・カルタ）の発祥

地イギリスであり、1960-80年代には、万人への司法アクセス保障が、夢ではなく現実達成可能な目標として想定されました。しかし今日、イギリスは停滞・混乱し、「法の支配」を最も標榜してきたアメリカにおいても赤信号が点灯しています。未完の課題であり、引き続き、人類は取組を継続しています。

昨年6月には、



写真①

司法アクセスに関する国際会議がドイツ・ケルンであり、先進国と途上国及び国連から計86名が参加し、パネリスト登壇してきました（写真①）。隔年開催で、日本の定期報告を重ねてきましたが、日本への関心は年々深まっています。10月には来日したブラジル公設弁護士（法的援助を提供する公務員の身分を有する弁護士）のアテンドをし（写真②）、ボートに乗りアマゾン川奥域に司法サービスを届ける半ば人類学的取組や「ファヴェーラ」といわれるスラム街の改善を図る集団訴訟の取組が紹介されました。



写真②

同じく10月ですが、国際協力機構と日弁連のプログラム講師とモデレーターを担当し（写真③）、途上国の司法関係者への日本の知見の提供とディスカッションをしました。



写真③

四千年に及ぶ人類の法の歴史の中のわずかな一コマ（にもならない）微細な営みですが、本年も人類の法の歴史の過程にいる一弁護士として、ささやかな取組をと考えております。

弁護士 池永 知樹

新年のご挨拶



弁護士
斉藤 耕平

Saito Kohei

旧年中は多くの方々に支えていただき、改めて厚く御礼申し上げます。
昨年10月で、弁護士登録20年目という節目を迎えました。これまでの道のりを振り返ると、さまざまなご相談や事件を通じて多くのご縁に恵まれ、地域の皆さまとともに歩んでこられたことに深い感謝の気持ちでいっぱいです。どの案件も、誰かの生活や未来に寄り添う大切な場面であり、そのひとつひとつが私にとって学びの連続でした。

いま、社会は大きな変化の中にあります。国際的な緊張や憲法改正の議論など、人権や平和のあり方が問われる時代です。だからこそ、法律の力を信じ、弱い立場の方々を支え、安心して暮らせる社会を守るために、自分にできることをひとつずつ積み重ねていきたいと考えています。

これからも、地域に根ざした弁護士として、皆さまの身近な存在であり続けられるよう努めてまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

(↑生成AIに3秒で作成してもらった文章です。斉藤が自分で書くよりも内容がまともです。司法業界でも今年5月から民事裁判手続のデジタル化がさらに進み、社会の弁護士に対する進化の要請がより強くなりました。20年の時代の急流に驚きつつ、それに流されないよう、精いっぱいがんばります。)

現場の声



弁護士
古谷 直樹

Furuya Naoki

昨年は、縁あって、さいたま医療訴訟連絡協議会（埼玉県医師会・医療機関・埼玉弁護士会・さいたま地方裁判所が参加）が開催しているパネルディスカッションの埼玉弁護士会側（患者側代理人の立場での参加）パネラーに任命されました。同協議会では、医療関係者と法曹との相互理解を深めるための活動の一環として、医療訴訟で問題となるテーマに関するパネルディスカッションを開催しています。今年度は、「医師と看護師の連携」をテーマにして、医師及び看護師から基調講演をいただいた後、医療従事者、医療機関側代理人、患者側代理人から、過去に問題となった裁判例の分析等を行いました。

特に基調講演においては、複雑、高度化する医療現場において、理想とされる連携体制に少しでも近づけるための努力や工夫など、現場の生の声をお聞きすることができ大変勉強になりました。医療事件の分野に関わらず、携わる事件の現場感覚、実情を把握していくことが事件への理解度を増す上で大切だと改めて実感いたしました。

本年も、様々な分野に関わっていければと思いますし、広くアンテナをはって様々な方面の知見を深めていければと思います。

紙飛行機の記憶



弁護士
小木 出

Ogi Izuru

小学生の頃、紙飛行機を飛ばすことがはやった時期がありました。「よく飛ぶ紙飛行機集」という本があり、その本の中の紙飛行機のパーツを切り取り、ボンドで重ねて貼り合わせて製作します。パーツをきれいに切り取らないとうまく飛ばないし、ボンドを均等に塗らないとバランスが崩れます。子どもながらに創意工夫を重ね、試行錯誤を繰り返して、滞空時間を競っていました。

本のとおりには作だけでは友人に勝てません。尾翼を少し曲げることで、まっすぐしか飛ばなかった紙飛行機が、校庭の上空を旋回するように飛ぶようになり、主翼にカーブをつけることで滞空時間が延びたり。

その日の天候や風向・風力にも敏感になり、飛ばす角度や強さにも細心の注意を払います。

紙飛行機と侮ることなかれ。うまくいけば、長時間飛行し続ける紙飛行機をつくることができます。初めて1分以上飛行した紙飛行機を見上げていたときの高揚感は今でも忘れられません。

数年来、室内で、おもちゃのドローンを飛ばしていたのですが、屋外でもドローンを飛ばしたいと思い、2025年2月、ドローンの国家資格である二等無人航空機操縦士の資格を取得し、100m以上の高さまでドローンを飛ばしたとき、あの高揚感が蘇りました。ドローンの国家資格の取得により、一部の飛行許可・承認申請が不要となるメリットがあり、この資格を生かして今後もドローンを楽しみたいと思います。

新人紹介 よろしくお願ひします



弁護士
坂上航太郎

Sakagami Kotaro

昨年10月より、埼玉東部法律事務所にてお世話になっている坂上航太郎と申します。まだまだ新人ですので、佐々木先生をはじめとする事務所の先生方と共に事件に臨み、たくさんの勉強をしながらの日々を過ごしております。

さて、私は、法科大学院生時代の法律事務所でのインターンシップや司法修習をさいたま市にて過ごしました。その中で、埼玉県内の弁護士の皆様のご活躍（例えば、全国的に見ても埼玉は刑事弁護が盛んであると言われていいます。）や親切さを目の当たりにし、ぜひ、埼玉県内で就職したいと考えるようになり、今回、ご縁を頂きまして、この事務所に就職させていただくこととなりました。

弁護士というと、専門分野を持って活動するイメージが強いかもしれませんが、私は、いわゆる「街弁」として、幅広い事件に対応できる弁護士として活動していきたいと考えております。というのも、弁護士にアクセスするハードルはなお高いと考えられ、できるだけ広い受け皿を持つことで、弁護士を複数探し、その中から対応できる弁護士を絞るという二段階の障壁を生んでしまうのは問題であると考えているためです。相続や離婚・養育費などの家事事件、不動産などの民事事件から刑事事件まで、広く対応させていただきますので、お気軽にご相談いただければと考えております。

実は、就職するまで埼玉県の東部地域にはあまりご縁がなく、レイクタウンや新三郷のショッピングモールしか訪れたことがありませんでした。（飯能や秩父など西部地域はよく遊びに行っていたのですが…。）ドライブや街歩きが好きですので、これを機に、仕事で過ごすだけでなく、日光街道の越ヶ谷宿や春日部市の首都圏外郭放水路（いわゆる「地下神殿」）などを訪れてみたいと思っております。

皆様のご依頼に応えられますように、精一杯ご対応させていただきますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

「退所しました」

() は移転先です

弁護士 川崎 慎一（さいたま市 はるか法律事務所）

弁護士 北川 浩司（さいたま市 盆栽のまち法律事務所）

弁護士 根本 明子（東京都千代田区 渡邊総合法律事務所）

弁護士 野口 千晶

『絶望死のアメリカ』をお勧めします。



弁護士
佐々木 新一

Sasaki Shinichi

年齢のため事務所の運営に関わらない立場にさせていただいたので、毎日の出勤はしていません。ご迷惑をおかけしています。その分いっそう読書に励んでいます。市立図書館には感謝です。

昨年の1冊としては「絶望死のアメリカ」をお勧めします。アメリカにかかわる研究書を何冊か読んできましたが一番納得の出来る本でした。平均寿命は文化的成熟度を測るもっとも安定した指標の1つとされているようですが、アメリカ合衆国では近年、「非大学卒白人男性」の平均寿命が下がっているそうです。戦争などを除けば希な現象だそうで、産業構造の変化、新自由主義経済への傾斜が、セーフティネットの脆弱さのため「非大学卒白人男子」層に矛盾を集中させているというのです。いわゆるトランプ現象は、新自由主義でその利益を得ている高所得者層と、これら低所得非大卒白人男子層の支持者連合と言えそうです（利害が対立しているのにね）。短期的一過性のものではないと言います。日本に引き直せば非正規労働者層の増大にあたるのでしょうか。昨今の現状を見れば人ごとではありません。

当面の関心事でもありますから、「人間臨終図巻」（山田風太郎）なども興味深く読みました。理屈が先行する癖は最後まで直らないのでしょうか。今年もよろしくお願いします。

A I（人工知能）と弁護士



弁護士
池永 知樹

Ikenaga Tomoki

A Iが公開され、気軽にアクセスできる時代になりました。これに伴い、昨年頃から、A Iが作成したと思われる法律文書に遭遇する機会が出てくるようになりました。

ある受任事件では、相手方はA Iで法律文書を作成し、私のクライアントの法的責任を追及してきました。一見自然であり、もっともそうな文書でありましたが、私が人力でリサーチをしていった結果、間違った書面を作成していることが判明しました。現在の水準のA Iは弁護士を越えることはできていません。しかし、私が純粋に「人力」でリサーチした結果ではなく、既にA Iの技術が取り込まれているパソコンの検索エンジンを活用して得られた結果でした。すなわち、純粋な人力限りではA Iを越えることが難しいという時代に直面しています。

A Iの生みの親であり、2024年ノーベル物理学賞を受賞したジェフ・ヘンリー・ヒントン氏は、急速な進化を遂げているA Iは、早晚、人間の知能を越え、人間が優位に立とうとする試みを回避するようになり、人類を滅亡させる危険性があると警鐘を鳴らしています。

少なくとも現時点では、A Iが弁護士を凌駕していくことは難しいといえます。しかし、ヒントン氏の警鐘には無視できないものもあり、近未来の弁護士業務に予測困難な課題を与えられそうです。クライアントの皆様にも不測の不利益が及ばないように、この問題に注視していく所存です。本年もよろしくお願い申し上げます。

新 年 雑 感



弁護士
山越 悟

Yamakoshi Satoru

古希だということで、ありがたいことに去年からいくつかお祝いをしていました。祝ってもらうことは時として恐縮しかありませんが、うれしい気持ちもあります。自分としては、何とかここまで来たなという感じですが、そのためか「戦争とは何か」（中公新書・多湖淳）という実証的戦争研究の本を読んでいて、昔を思い出しました。

学生の頃、うたごえ運動系のサークルで、指揮者をやれということになり、たまたま当たった曲が「春の使い」というベトナム解放戦争の歌でした。指揮者というのは過酷なもので、半端な理解や技術では合唱団の前で立ち往生してみじめなものです。逆に、技術はなくても説得力のある指揮ができたときの充実感はずいぶんです。私も、必死で曲を理解しようとしたのですが、その時引っかけたのが、青臭い話かもしれませんが、正義の戦争はあるのかという問題でした。不服従闘争では開放はあり得なかったかもしれません。そうであるなら、自衛戦争が許されるのか。国連憲章は自衛権の行使としての戦争を認めています。

ところが、その後司法試験の受験中に読んだ憲法の本では、ほとんどの侵略戦争は自衛の名目で行われたから、憲法9条は自衛権の行使をも放棄した等と書かれていました。侵略を優越的文化の伝播等として正当化した戦争もあったと思いますが、いずれにしても平和という理念からすれば、憲法は国連憲章の上を行っている誇るべき憲法だということになります。

以来、国家とは何かという問題とも関連して、人間とは何か、戦争とは何か、国家の自衛戦争は正義の戦争かという問題は、今に至るまで悩みの種というか、考える問題です。

真 偽 は 自 分 で 考 え る



弁護士
田中 浩介

Tanaka Kosuke

昨年2025年は、その数字が、自分の誕生日（月日）と並びが近いというそれだけの理由で、取り組んでいる事件で、いつにない成果が挙がるかもと期待していましたが、そうはならず（本稿執筆時点）、変わらず慌ただしい状況は続いています。成果を挙げ、かつ、今より慌ただしくないようにする（時間効率を上げる）ために、AIなどをもっと活用すべきでしょうか（今は全くです）。AIについては、有用性もあることは明らかと思いますが、誤情報などの問題もあり、裁判所が利用に制限をかけることもあるようです（アメリカでの話）。他方で、デジタル強制を拒否し、アナログに生きる権利という主張もあるようです。2025年9月1日施行のいわゆる「AI基本法」8条は、国民は、国などのAI施策に協力すべしと定めていますが、これはどう評価されるのでしょうか。

今年2026年は、2・26事件から90年です。暴力による政変が許されないのは当然ですが、現在は、SNSなどでの誤情報（偽情報）によって、民主主義が歪められるという（分かりにくい）大きな問題がありそうです。この点、現在の日本で、裁判官が、調べれば分かるような誤情報で判断を誤ることは多分殆どなく、それが裁判（私どもの仕事）のよいところだと思いますが、今後、AIなどによって誤情報が「精緻」になってくると、裁判官も誤ることが増えるかも知れません（見抜けないのは裁判官だけの問題ではないですが）。

ということでいろいろ問題が投げかけられている気がしますが、そのようなこともよく考えつつ、弁護士としての仕事に熱心に取り組みながらも、時間効率を上げて、綾瀬川沿いを歩く（走る？）時間を増やしたいと思います。今年もよろしくお願いいたします。